明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部を改正する政令（七五）　三

○郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（七六）　四

○放送法及び電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（七七）　四

○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（七八）　四

〔省　令〕

○大学設置基準の一部を改正する省令（**文部科学**七）　四

〔告　示〕

○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件（**金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業**一）　四

○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件（**総務**一〇四）　四

○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件（**同**一〇五）　五

○特定国外派遣組織を指定する件（**同**一〇六、一〇七）　五

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**七）　五

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**八）　五

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**九）　六

○日本国に帰化を許可する件（**法務**七八）　六

○パナマ共和国の国民に対する一部査証の期間限定免除措置に関する日本国政府のパナマ共和国政府への口上書の発出に関する件（**外務**一〇九）　六

○ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府の英国政府への口上書の発出に関する件（**同**一一〇）　六

○円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一一一）　六

○国立がん病院における医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一一二）　七

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一一三）　七

○大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について定める件の一部を改正する告示（**文部科学**四四）　七

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件（**同**四五）　七

○豆乳類の日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**六六一）　七

○豆乳類についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**六六二）　八

○フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格の一部を改正する件（**同**六六三）　八

○フードチェーン情報公表農産物の流通行程についての検査方法の一部を改正する件（**同**六六四）　八

○フードチェーン情報公表農産物についての流通行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（**同**六六五）　八

○発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件（**経済産業**四二）　八

○化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則第三十一条に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機に係る基準及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則第三十一条第五項第二号に規定する電子証明書を廃止する件（**同**四三）　八

○小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの令和六年度に係る支給率を定める件（**同**四四）　八

○砂防法第六条の規定により砂防法第二条で指定した土地において、直轄砂防工事が終了した件（**国土交通**二四三）　九

○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示（**同**二四四）　九

○高速自動車国道に関する件（**同**二四五～二五二）　九

○都市計画に関する件（**同**二五三～二五五）　九

○汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（**環境**三〇）　一〇

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。